



### 長野県告示第122号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の規定に基づき、令和6年度において地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部 守一

長野県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付要綱（令和7年3月18日付け6園畜第1390号農政部長通知）の規定に基づく補助金

人事課

### 長野県告示第123号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
松本市立病院	松本市波田4417番地180	令和10年3月30日

医療政策課

### 長野県告示第124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
みなみみのわ内科クリニック	上伊那郡南箕輪村1548-2	令和5年5月1日
長田内科循環器科医院	上伊那郡南箕輪村3717	令和6年12月25日
上諏訪薬局	諏訪市大手2丁目3-10	令和7年1月1日
諏訪薬局	諏訪市大字豊田263番1	令和7年1月1日
モリキ須坂春木町薬局	須坂市須坂941-1	令和7年2月1日
金山歯科医院	中野市中央4-3-15	令和6年12月7日
のぞみ薬局	茅野市ちの3386	令和7年1月1日
とよしな内科クリニック	安曇野市豊科2643番地12	令和7年1月1日
小松歯科クリニック	諏訪郡下諏訪町5000-4	令和7年1月1日
青木歯科医院	北安曇郡松川村5723番地6	令和7年2月1日

地域福祉課

## 長野県告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
荻原歯科医院	上田市中央1-7-27	令和6年12月31日
金山歯科医院	中野市中央4-3-15	令和6年12月6日
市川内科クリニック	上伊那郡南箕輪村1548-2	令和5年4月30日

地域福祉課

## 長野県告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部 守一

## 1 施術者

氏名	住所	指定年月日
荒井 俊準	東御市鞍掛540	令和7年1月1日
宮入 修一	千曲市稲荷山375-3	令和7年1月1日
葛西 洋平	北佐久郡御代田町大字御代田2531-128	令和7年1月15日
大田 薫	塩尻市広丘吉田896-3	令和7年1月8日

## 2 施術所

名称	所在地	指定年月日
ひかり整骨院	東御市田中167-1	令和7年1月1日
接骨院みや	千曲市桜堂356-1	令和7年1月1日
まんまる接骨院	佐久市岩村田355佐久平ヒルズ1F	令和7年1月15日
薫整骨院	塩尻市広丘原新田226-6 プラネットC1F	令和7年1月8日

地域福祉課

## 長野県告示第127号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地  
モリキアグリ篠ノ井薬局  
長野市篠ノ井布施五明682

変更後の医療機関の名称及び所在地  
モリキアグリ篠ノ井薬局  
長野市篠ノ井布施五明3220

変更した年月日  
平成30年11月1日

## 長野県告示第128号

平成6年長野県告示第130号（環境基本法に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定）の一部を次のように改正します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部 守一

本則の表の付表の長野市1の項中

「ケ 富竹の一部」

を

「ケ 安茂里小市の一部  
コ 富竹の一部」

に、「コ」を「サ」に、「サ」を「シ」に、「シ」を「ス」に、「ス」を「セ」に、「セ」を「ソ」に、

「ソ 豊野町浅野の一部  
タ 豊野町蟹沢の一部」

を

「タ 豊野町蟹沢の一部」

に改め、同付表の長野市2の項中

「カ 上駒沢の一部  
キ 三才の一部  
ク 赤沼の一部」

を

「カ 安茂里小市の一部  
キ 上駒沢の一部  
ク 三才の一部」

に改め、同付表の小諸市の項を削り、同付表の佐久市1の項中「桑山」を「甲」に改め、同付表の佐久市2の項中

「ア 岩村田の一部  
イ 塚原の一部  
ウ 桑山の一部」

を

「ア 塚原の一部  
イ 桑山の一部」

に改め、同付表の御代田町2の項中

「ア 草越の一部」

を

「ア 草越の一部  
イ 御代田の一部」

に改める。

水大気環境課

## 長野県告示第129号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第2項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）  
諏訪市大字四賀字境大縄通3134番1の一部
- 2 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

水大気環境課

## 長野県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
佐久市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
佐久都市計画下水道事業 佐久市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和49年3月11日から  
令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

昭和49年長野県告示第133号、昭和54年長野県告示第265号、昭和57年長野県告示第101号、昭和59年長野県告示第849号、昭和62年長野県告示第187号、平成元年長野県告示第207号、平成4年長野県告示第452号、平成7年長野県告示第809号、平成12年長野県告示第315号、平成15年長野県告示第231号、平成21年長野県告示第310号、平成25年長野県告示第153号、平成27年長野県告示第355号、平成30年長野県告示第241号及び令和6年長野県告示第178号の事業地に、長野県佐久市大字平賀字城平及び字竹原並びに大字常和字東畑、字三丁畑、字下黒坪、字上宮前、字下宮前、字欠之上、字下向在家、字阿ら井、字馬場在家、字西久保、字西畑、字曲畑、字上砂田、字下川原、字方八丁及び字針ノ木を加え、大字小田井字下十二、字西屋敷、字前田、字曾根城、字穴沢、字下曾根、字西浦、字殿畑、字上金井、字中金井、字下金井、字皎月及び字笹沢並びに大字長土呂字上北原、字下北原、字南上北原、字南上中原、字南下北原、字北上宮久保、字北中宮久保、字菱林、字中高山、字下高山、字入高山、字上濁り、字十二、字相の田、字道常、字一ツ長田、字西近津、字森下、字下長畝、字三メ畑、字砂田、字上大豆塚、字下大豆塚及び字鞍骨並びに大字岩村田字柳田、字西芝間、字東赤座、字中島、字東六供、字上駒食、字上小平、字坂下、字西鳴澤、字南西の久保、字上砂田、字下砂田、字西長塚、字西長塚、字長塚、字西一里塚及び字押出し並びに大字安原字棧敷、字小平、字中棧敷、字西大久保、字蛇塚、字北御堰及び字南御堰並びに大字下平尾字宮の西、字上大久保、字中大久保、字下大久保、字六間、字奎佛及び字西大久保並びに大字横根字北海老並びに大字新子田字ミセギ、字蛇塚、字東内池、字内池、字北野馬久保、字野馬久保及び字原宿並びに大字猿久保字野馬窪、字番屋前、字前原及び字仲田並びに大字中込字穀中瀬、字梨木、字深堀、字西川原、字向田、字杉の木、字久保、字屋原、字原田、字石神、字諏訪田、字荒神、字油田、字中河原及び字樋村並びに大字三河田字新田前、字荒子及び字大塚並びに大字横和字十三部、字一本松、字宮の上、字高根及び字内屋敷並びに大字今井字北大塚及び字清水並びに大字平塚字駿河塚、字屋敷裏、字屋敷前、字屋敷及び字欠塚並びに大字塚原字大豆塚、字駿河塚、字屋敷、字丸山、字久保田、字四ッ谷、字砂畑、字長塚、字宮の前、字藤の木、字姫子石、字井戸上、字下荒町、字野岸、字伊勢塚及び字立石並びに大字常田字鍛冶田、字家地頭、字南道満及び字新海並びに大字根々井字東原道下、字本姫宮、字塚田、字供養塚、字西供養塚、字南辰の口、字向田、字駒場、字日向屋敷、字居屋敷、字亀田、字餅田及び字芝宮並びに大字瀬戸字鷺の宮、字千香坊、字中反、字城、字橋詰、字反田、字桜山、

字泓上、字東千石平、字八反田前、字西原、字西深堀、字下原、字孤塚、字八反田前及び字東千石平並びに大字平賀字落場、字瀧平、字梅の木、字頭細、字駒在家、字檜藪、字中堰、字門前、字中堰、字入江、字下馬場、字北口、字山崎、字樋村及び字上吉田並びに大字内山字大間、字館ヶ澤、字下木戸、字塚田、字扇田、字行円、字舞台、字松井及び字土井並びに大字清川字はかせ久保並びに大字田口字離山、字蛇島、字浦川原、字五箇、字香林田、字下屋敷添、字大奈良、字金石、字郷土ヶ井、字切合、字羽毛田端、字幸神、字外九間、字中原、字十六番、字己き、字明法寺、字割塚、字下川原、字龍岡、字五庵、字道場、字大町、字川原宿、字上宮代、字下宮代、字英田地畑及び字上ノ平並びに大字三分字北平塚、字谷地、字塚畑、字芝宮、字中村、字上前田及び字中ノ田並びに大字太田部字七反田、字八反田、字丸田、字久祢添及び字山越並びに大字入澤字観正田、字弥藏川原、字南裏及び字黒地藏並びに大字下越字無地名及び字後田並びに大字白田字源吾庭、字西住吉及び字瘤石並びに大字北川字廣澤及び字原並びに大字下小田切字滝川端、字反田、字小山崎、字小山、字家浦、字今井平、字田中及び字見次並びに大字中小田切字向城、字老丁田、字下見次、字鶴巻及び字札場並びに大字上小田切字岩下及び字樋口並びに大字湯原字下滝、字中島及び字北側並びに大字跡部字儘田、字向畑、字子の神、字双六、字金山、字舞台、字上町屋、字砂田及び字七反並びに大字野沢字老丁田、字五反田、字西五里田、字東袖切、字辻及び字西野沢田並びに大字原字宮の木、字土井田及び字上川原並びに大字鍛冶屋字上羊田、字下曲堀、字上曲堀、字下堰、字東田、字向畑、字間之田、字神明前、字前田、字中島及び字大西並びに大字取出町字仲道、字八幡分、字東田、字柏作、字橋詰及び字白拍子並びに大字高柳字左内、字金山、字膳棚及び字関口並びに大字本新町字高畑、字乱塔、字横堰下及び字上木戸並びに大字大沢字原及び字陳川並びに大字前山字中道、字清水、字中川原、字大門下及び字大堀並びに大字三塚字町田、字北田、字石反、字老町田、字前谷地、字下屋敷及び字前田並びに大字小宮山字後澤、字地の眼、字宮浦、字屋敷添及び字西の張並びに大字伴野字芳田及び字浦石並びに大字桜井字上北谷、字東谷地、字四十九、字町田、字石堂、字東屋敷、字前谷地、字五反田及び字石合地内において事業地を変更する。

水道・生活排水課

### 長野県告示第131号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
下伊那郡阿南町字西條2483の17、2483の18
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

森林づくり推進課

### 長野県告示第132号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称  
社会福祉法人ハーモニー
- 2 事業の種類  
介護老人保健施設・グループホーム・デイサービス・居宅介護支援事業所の緊急避難路確保事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
長野県松本市大字島内字広田地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）  
介護老人保健施設・グループホーム・デイサービス・居宅介護支援事業所の緊急避難路確保事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業に該当する。よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

起業者である社会福祉法人ハーモニーは、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められる。よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

## ア 本件事業の施行により得られる利益

社会福祉法人ハーモニーは、平成14年以降、起業地の隣接地において介護老人保健施設、グループホーム、デイサービス施設及び居宅介護支援事業所を順次開設しており、事業の拡大により施設利用者数も年々増加し、松本地域における福祉サービスの充実を図っている。

起業地周辺の地域は、令和6年4月松本市発行のハザードマップによると、100年に一度起こる大雨でグループホームが0.5m未満の浸水想定地域、1000年に一度起こる大雨では、施設全体が0.5～3m未満の浸水想定地域に入っているが、現在の避難路が施設の東側にあり、起業者の自然災害発生時における業務継続計画で避難場所として指定する松本市音楽文化ホール方面の施設西側に確保できていない。

近年、日本各地で起こっている大雨による災害の発生の状況から、緊急時に速やかに入所者や職員を避難誘導するためには、複数の避難路と移動手段である社用車の駐車スペースを早急に確保する必要がある。

本件事業の施行により、洪水発生時の緊急避難路と避難用駐車場が整備されることで、施設利用者や職員の安全性の向上が期待される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

## ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された3つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

## エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

## ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、現在は施設西側への緊急避難路が確保できておらず、災害発生時に施設利用者及び職員の安全性の確保の面で支障があり、その解消が喫緊の課題であることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

## イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

## ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

松本市役所健康福祉部高齢福祉課

建設政策課

## 長野県告示第133号

平成16年長野県告示第102号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部 守一

表の佐久都市計画区域のうち御代田町の区域内の用途地域の指定のない区域の項中「419ha」を「422ha」に、「810ha」を「785ha」に改める。

建築住宅課